地方独立行政法人長崎市立病院機構組織規程

平成２５年３月２９日

規程第６号

（趣旨）

第１条　この規程は、地方独立行政法人長崎市立病院機構（以下「法人」という。）の組織、事務分掌及び職制に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　法人の組織として、長崎みなとメディカルセンター、内部統制室及び事務部を置く。

（部門等の設置）

第３条　長崎みなとメディカルセンターに次の表の左欄に掲げる部門、センターを置き、各部門に同表右欄に掲げる科、部、センターを置く。

部門	科・部・センター
医療安全センター	
感染制御センター	
診療部門	内科、呼吸器内科、心臓血管内科、心臓血管カテーテル治療科、消化器内科、腎臓内科、糖尿病・内分泌内科、脳神経内科、血液内科、心療内科、精神科、緩和ケア外科、産科・婦人科、新生児内科、新生児小児科、小児科、小児外科、外科、消化器外科、心臓血管外科、呼吸器外科、乳腺・内分泌外科、肛門外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、麻酔科、放射線科、皮膚

	科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、臨床腫瘍科、病理診断科、救急科、集中治療科、歯科
中央診療部門	内視鏡部、検診部、手術部、集中治療部、透析部、救命救急センター
医療技術部門	臨床工学部、栄養管理部、臨床検査部、放射線部、リハビリテーション部、薬剤部
看護部門	看護部
医療推進部門	教育研修センター、患者総合支援センター、研究開発センター、がん診療統括センター、医療情報センター、緩和ケアセンター、ドクタークラークセンター
事務部門	事務部

2　第２条に規定する法人組織の事務部は、長崎みなとメディカルセンターの事務部を兼ねる。

3　事務部に、それぞれ同表中欄に掲げる課及び室を置き、当該課及び室にそれぞれ同表右欄に掲げる係を置く。

部	課・室	係
事務部	総務課	総務管理係、広報係
	人事課	人事給与係
	経営企画課	企画係
	財務管理課	財務係、施設係
	医事課	医事係、業務支援係

	診療報酬室	診療報酬係

4　次の表の左欄に掲げるセンター及び医療推進部門に置くセンターに内部組織として、それぞれ同表の中欄に掲げる部又は課を置き、その所属する部門はそれぞれ同表の右欄に掲げる部とする。

センター	部・課	部門
医療安全センター	医事課	事務部
感染制御センター	看護部	看護部
	医事課	事務部
教育研修センター	人事課	事務部
患者総合支援センター	医事課	事務部
研究開発センター	医事課	事務部
緩和ケアセンター	看護部	看護部
	医事課	事務部

5　前４項の規定にかかわらず、臨時又は特別の事務・業務については必要により別に組織を設けることができる。

（分掌事務）

第４条　前２条に規定する組織の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

室・科・部・センター	分掌事務
内部統制室	⑴　内部監査に関すること。 ⑵　業務の効率化に関すること。
事務部（法人）	⑴　法人の総務、人事に関すること。 ⑵　法人の経理に関すること。 ⑶　法人の医事に関すること。 ⑷　法人の経営分析・戦略に関すること。 ⑸　法人の中期計画、年度計画に関すること。

	⑹　法人の広報、渉外に関すること。
医療安全センター	⑴　医療安全に関すること。 ⑵　医療事故等の対応に関すること。
感染制御センター	⑴　感染対策に関すること。 ⑵　抗菌薬適正使用に関すること。 ⑶　感染症治療に関すること。
内科、呼吸器内科、心臓血管内科、心臓血管カテーテル治療科、消化器内科、腎臓内科、糖尿病・内分泌内科、脳神経内科、血液内科、心療内科、精神科、緩和ケア外科、産科・婦人科、新生児内科、新生児小児科、小児科、小児外科、外科、消化器外科、心臓血管外科、呼吸器外科、乳腺・内分泌外科、肛門外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、麻酔科、放射線科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、臨床腫瘍科、病理診断科、救急科、集中治療科、歯科	⑴　患者の診療に関すること。 ⑵　診療録の記録及び整備に関すること。 ⑶　学術的研究に関すること。 ⑷　薬品及び飲食物の指定に関すること。
内視鏡部	⑴　内視鏡業務に関すること。

検診部	⑴　検診業務に関すること。
手術部	⑴　手術に関すること。
集中治療部	⑴　集中治療に関すること。
透析部	⑴　透析に関すること。
救命救急センター	⑴　救急業務に関すること。
臨床工学部	⑴　臨床工学業務に関すること。 ⑵　医療機器の管理に関すること。
栄養管理部	⑴　給食に関すること。 ⑵　栄養指導に関すること。
臨床検査部	⑴　病理、細菌、生化学、その他医学的検査に関すること。
放射線部	⑴　放射線業務に関すること。
リハビリテーション部	⑴　リハビリテーションに関すること。
薬剤部	⑴　製剤及び調剤に関すること。 ⑵　麻薬及び劇毒物の管理に関すること。 ⑶　医薬品の管理に関すること。 ⑷　服薬指導に関すること。
看護部	⑴　看護業務に関すること。 ⑵　看護教育に関すること。
教育研修センター	⑴　研修医及び専門医制度に関すること。 ⑵　職員の研修に関すること。 ⑶　学生実習生の窓口業務に関すること。
患者総合支援センター	⑴　入退院患者に係る病院等との連携に関すること。 ⑵　地域医療支援病院に関すること。 ⑴　入院説明等の業務に関すること。

	⑵　患者の相談に関すること。
研究開発センター	⑴　倫理委員会に関すること。 ⑵　治験に関すること。 ⑶　臨床研究に関すること。
がん診療統括センター	⑴　がん診療に関すること。 ⑵　地域がん診療連携拠点病院に関すること。
医療情報センター	⑴　診療情報管理に関すること。 ⑵　情報システム管理に関すること。 ⑶　情報統計に関すること。
緩和ケアセンター	⑴　緩和ケアに関すること。
ドクタークラークセンター	⑴　医師事務作業の補助に関すること。
事務部（長崎みなとメディカルセンター）	⑴　病院の総務、人事に関すること。 ⑵　病院の経理に関すること。 ⑶　病院の施設維持管理に関すること。 ⑷　病院の医事に関すること。 ⑸　病院の医療支援に関すること。

（職制）

第５条　法人に次の表の左欄に掲げる職を置き、その職にある者は、上司の命を受け、それぞれ同表右欄に掲げる職務を行うものとする。

職	職務
院長	長崎みなとメディカルセンターの業務を総理し、所属職員を指揮監督する。
理事長補佐	理事長を補佐する。
事務部長	事務部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
副院長	院長を補佐し、担当部門を掌理し、所属職員を指揮監督する。

院長補佐	院長を補佐する。
診療科長	担当科目の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
診療部長	担当科目の業務に従事する。
部長（事務部長、診療部長を除く。）	担当部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
センター長	担当センターの業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
課長（事務部）	担当課の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
室長	担当室の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
課長（事務部以外）	部長を補佐し、所属職員を指揮監督する。
技師長	部長を補佐し、所属職員を指揮監督する。
医長	担当科目の業務に従事する。
看護副部長	看護部長を補佐し、所属職員を指揮監督する。
副センター長（課長級）	センター長を補佐し、担当の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
課長補佐	課長を補佐し、課の業務を掌理し、又は処理し、所属職員を指揮監督する。
係長	担当係等の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
副センター長	センター長を補佐し、担当の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
副技師長	技師長を補佐し、担当の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
主任技師	担当の業務を掌理し、又は処理し、必要に応じ関係職員を指揮監督する。
看護師長	担当の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
副看護師長	看護師長を補佐し、又はその看護業務を処理し、必要に応じ関

	係職員を指揮監督する。
主任看護師	担当の業務を掌理し、又は処理し、必要に応じ関係職員を指揮監督する。
主事	担当業務を処理する。

２　前項に定める職のほか、必要により次の表に掲げる職を置き、その職にある者は上司の命を受け、それぞれ同表右欄に掲げる職務を行うものとする。

職	職務
次長	特定の業務を掌理し、又は処理し、必要に応じ関係職員を指揮監督する。
主幹	特定の業務を掌理し、又は処理し、必要に応じ関係職員を指揮監督する。
上席専門員	高度な専門知識・技能を活かし、担当職務を処理する。
副主幹	特定の業務を掌理し、又は処理し、必要に応じ関係職員を指揮監督する。
専門員	専門知識・技能を活かし、担当職務を処理する。
主査	特定の業務を掌理し、又は処理し、必要に応じ関係職員を指揮監督する。

附　則（平成２５年３月２９日規程第６号）

（施行期日）

１　この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

（地方独立行政法人長崎市立病院機構組織規程の廃止）

２　地方独立行政法人長崎市立病院機構組織規程（平成２４年地方独立行政法人長崎市立病院機構規程第４号）は、廃止する。

附　則（平成２６年１月３１日規程第２号）

この規程は、平成２６年２月２４日から施行する。

附　則（平成２８年３月２７日規程第２号）

この規程は、平成２８年３月２７日から施行する。

附　則（平成２８年１２月２８日規程第２２号）

この規程は、平成２９年１月１日から施行する。

附　則（平成２９年３月３１日規程第２号）

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（令和２年１０月２６日規程第１５号）

この規程は、令和２年１１月１日から施行する。

附　則（令和３年３月１７日規程第５号）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和４年３月７日規程第４号）

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月１５日規程第７号）

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月２７日規程第１３号）

この規程は、公布の日から施行する。

附　則（令和６年３月１８日規程第７号）

この規程は、令和６年４月１日から施行する。ただし、第１条の規定は、令和６年３月１８日から施行する。

附　則（令和７年１月１０日規程第２号）

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

附　則（令和７年３月１０日規程第１７号）

この規程は、令和７年４月１日から施行する。